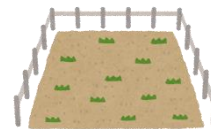


**土地・建物** の

**相続人** のみなさまへ

相続登記義務化！



所有者が不明な土地の発生を予防するため、相続登記の申請が**義務化**されます。

**令和6年4月から**、不動産の所有者が亡くなった場合には、相続人は不動産を取得したことを知った日から3年以内に、不動産の名義変更(相続登記)の手続きをすることが法律上の義務になります。

この義務は、過去に相続した未登記の不動産にも適用され、正当な理由なく義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象になるなど、国民への影響が非常に大きい制度です。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。



問い合わせ

釧路地方法務局不動産登記部門 0154-31-5021